

旭川医科大学特定業務職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学特定業務職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学特定業務職員給与規程（平成28年旭医大達第50号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後					現行			
(略)					(略)			
(基本給)					(基本給)			
第3条 基本給は、別表に定める級及び号俸に基づき支給する。					第3条 基本給は、別表に定める級及び号俸に基づき支給する。			
(略)					(略)			
(他の規定の準用)					(他の規定の準用)			
第10条 特定業務職員の給与に関する事項については、この規程に定めるもののほかは、旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第153号）の規定を適用又は準用する。					第10条 特定業務職員の給与に関する事項については、この規程に定めるもののほかは、旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第153号）の規定を適用又は準用する。			
2 職員給与規程第36条第4項及び第39条第4項における一般職基本給表（一）3級及び4級は、 <u>それぞれ</u> 特定業務職員基本給表3級 <u>及び4級</u> と読み替えるものとする。					2 職員給与規程第36条第4項及び第39条第4項における一般職基本給表（一）3級は、特定業務職員基本給表3級と読み替えるものとする。			
(略)					(略)			
<u>附 則</u>								
<u>この規程は、令和7年1月8日から施行する。</u>								
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）			
特定業務職員基本給表					特定業務職員基本給表			
職務の級	1級	2級	3級	<u>4級（新設）</u>	職務の級	1級	2級	3級
職務内容	定型的な業務を行う職	主任の職務	総括主任及び <u>URA</u>	<u>主任URAの職務</u> (新設)	職務	定型的な業務を行う	主任の職務	総括主任の職務

	務		の職務	
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	<u>基本給月額</u> (新設)
	(円)	(円)	(円)	<u>(円)</u> (新設)
1	162,100	221,100	240,900	<u>271.600</u> (新設)
2	166,600	224,100	243,800	<u>277.800</u> (新設)
3	170,900	226,800	246,400	<u>284.800</u> (新設)
4	176,100	229,600	249,500	<u>292.100</u> (新設)
5	181,800	232,400	252,000	<u>298.000</u> (新設)
6	187,300	235,500	254,900	<u>305.500</u> (新設)
7	196,200	238,100	<u>257.500</u> (新設)	<u>312.800</u> (新設)
8	202,400		<u>259.900</u> (新設)	<u>320.400</u> (新設)
9	208,000		<u>262.300</u> (新設)	<u>327.600</u> (新設)
10	210,600		<u>264.900</u> (新設)	<u>335.400</u> (新設)
11	213,200		<u>267.600</u> (新設)	<u>342.900</u> (新設)
12	215,600			<u>349.900</u> (新設)
13	217,800			<u>355.700</u> (新設)
<u>14</u> (新設)				<u>359.400</u> (新設)
<u>15</u> (新設)				<u>363.300</u> (新設)
<u>16</u> (新設)				<u>365.700</u> (新設)
<u>17</u> (新設)				<u>368.000</u> (新設)
<u>18</u> (新設)				<u>370.300</u> (新設)
<u>19</u> (新設)				<u>372.500</u> (新設)
<u>20</u> (新設)				<u>374.800</u> (新設)
<u>21</u> (新設)				<u>376.900</u> (新設)
<u>22</u> (新設)				<u>378.700</u> (新設)
<u>23</u> (新設)				<u>380.400</u> (新設)

内容	職務		
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	(円)	(円)	(円)
1	162,100	221,100	240,900
2	166,600	224,100	243,800
3	170,900	226,800	246,400
4	176,100	229,600	249,500
5	181,800	232,400	252,000
6	187,300	235,500	254,900
7	196,200	238,100	
8	202,400		
9	208,000		
10	210,600		
11	213,200		
12	215,600		
13	217,800		

24 (新設)

382,000 (新設)

**【改正理由】**

特定業務職員の職務内容にU R Aの職務を追加するため、所要の改正を行うものとする。